

30 過疎地域振興対策の強化拡充について

(財務省、総務省)

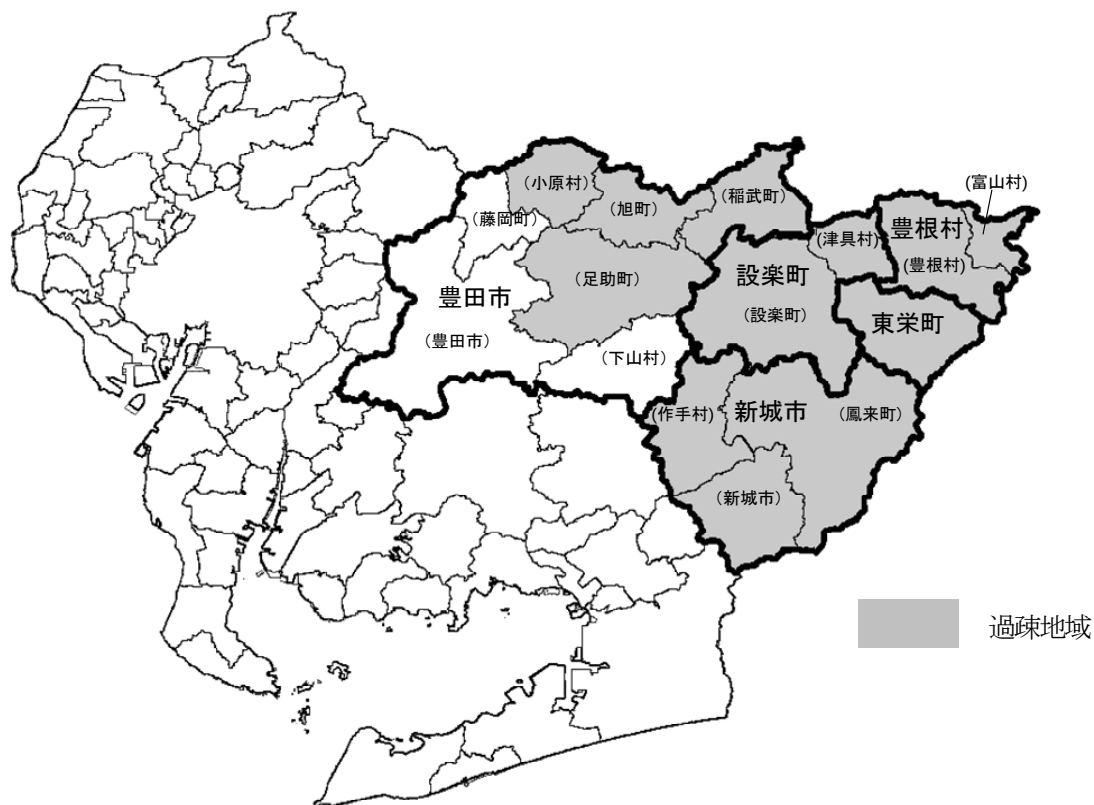
【提言の内容】

- (1) 過疎対策は国家的課題であることを認識するとともに、市町村合併の進展等を踏まえつつ、地域指定の要件や支援のあり方等において過疎地域の実情を十分に把握し、時代に対応したより総合的な過疎対策が展開できるよう、平成22年度を初年度とする新たな法律を制定すること。
- (2) 新法においても、現行法で合併市町村に適用される、いわゆる、みなし過疎、一部過疎の特例措置を引き続き講じること。
- (3) 過疎市町村の自立的、安定的な行政運営が着実に図られるよう、地方交付税等による財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。

(背景)

- 過疎地域の振興については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」を始めとし、3次にわたる特別措置法により、一定の成果を上げているなか、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成21年度末をもって失効する。
- 本県においても、三河山間地域のうち5市町村(豊田市(旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の区域)、新城市、設楽町、東栄町、豊根村)が、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域市町村として公示されている。
- 過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、国土の保全や水源の涵養、自然と共生した居住環境の提供等の重要な多面的機能を担っていることから、国全体で保全し、未来の世代に引き継いでいく必要がある。
- 過疎地域は人口減少、若年層の流出、高齢化の進行により地域活力の低下がみられるほか、財政基盤が脆弱であるなど、いまだ厳しい状況にある。また、近年、小規模高齢化集落における集落機能の低下や医師等の不足、生活交通の確保等の深刻な課題も生じている。
- 本県においては、三河山間地域を対象とした「あいち山村振興ビジョン」を平成21年3月に策定し、重点的な取組を進めているところであるが、交流居住の推進や医師不足への対応といったソフト面の取組や合併市町村内の格差是正など時代に対応したより総合的な過疎対策の展開が必要となっている。

(参 考)



過疎地域 5 市町村の主要指標

市町村名	人口 (人)	世帯数 (戸)	歳出総額 (百万円)	標準財政規模 (百万円)	財政力指数 (H18-20)	市町村民所得 (千円)	面 積 (km ²)
豊田市	424,204	166,959	172,754	140,750	1.85	6,620	918.47
(旧)小原村	4,303	1,248	2,726	1,609	0.49	2,795	74.54
(旧)足助町	9,263	2,690	7,348	3,056	0.41	2,641	193.27
(旧)旭町	3,284	1,087	2,447	1,586	0.45	2,543	82.16
(旧)稲武町	2,928	1,049	3,384	1,289	0.50	2,537	98.63
新城市	51,089	16,673	22,172	13,074	0.67	2,488	499.00
設楽町	5,968	2,290	5,508	2,914	0.32	2,160	273.96
東栄町	3,990	1,631	2,538	1,784	0.25	1,804	123.40
豊根村	1,370	580	2,253	1,185	0.36	2,138	155.91

※ 人口、世帯数：平成20年10月1日時点「あいちの人口」（豊田市旧4町村については、「平成17年国勢調査結果」）

※ 歳出総額、標準財政規模、財政力指数：「平成19年度市町村決算の状況」県市町村課資料

（豊田市旧4町村については、「平成16年度市町村決算の状況」）

※ 市町村民所得：「平成18年度あいちの市町村民所得」県統計課

（豊田市旧4町村については、「平成14年度あいちの市町村民所得」）

※ 面積：「平成19年度愛知県統計年鑑」県統計課（豊田市旧4町村については、「平成18年度愛知県統計年鑑」）